

監査結果

サービス種別：介護療養型医療施設

令和5年3月31日現在（「事業所所在地」「事業所名」は監査日現在）

申請者名	事業所所在地	事業所名	監査日	勧告の内容	措置 (勧告に対する是正状況)	備考
医療法人 愛生会	室戸市	室戸中央病院	H31.3.14 ～ R1.8.28	<p>1 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。</p> <p>2 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p>	辞退済	問合先 長寿社会課 (旧高齢者福祉課)
				文書による指摘の内容	措置 (指摘に対する是正状況)	備考
				<p>1 運営規程（職員の体制他）及び介護支援専門員を変更しているにもかかわらず、変更の届出をしていないことが認められた。</p> <p>2 重要事項説明書において、次の（1）及び（2）が認められた。 （1）重要事項説明書に不足する事項（事業の目的）がある。 （2）患者又はその家族に交付・説明を行い、書面で同意を得た重要事項説明書について、書面で得た同意の署名等は施設で保管していたが、説明し、同意を得た重要事項説明書を施設で保管していない。</p> <p>3 身体的拘束等の適正化について、次の（1）から（4）までの措置を講じていないことが認められた。 （1）身体的拘束適正化委員会を設置しておらず、当該委員会を開催していない。 （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。 （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない。 （4）身体的拘束等の適正化のための指針に基づいた研修プログラムを作成していない。</p> <p>4 管理者が、従業者に対して、その責務である必要な管理及び指揮命令を行っていないことが認められた。</p> <p>5 運営規程に不足する事項（従業者の職務の内容）が認められた。</p> <p>6 地震・津波を想定した避難訓練を2ヶ月から4ヶ月に1回実施していないことが認められた。</p>	辞退済	問合先 福祉指導課

			<p style="text-align: center;">文書による指摘の内容</p>	<p style="text-align: center;">措置 (指摘に対する是正状況)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
			<p>7 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための講ずべき措置について、次の（１）及び（２）が認められた。 （１）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の構成メンバーの責務及び役割分担が明確でない。 （２）新規採用時に感染対策研修を実施していない。</p> <p>8 事故発生の防止及び発生時の対応について、次の（１）及び（２）が認められた。 （１）事故発生の防止及び発生時の対応の指針に不足する項目（入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）がある。 （２）職員教育を組織的に徹底させていくための指針に基づいた研修プログラムを作成していない。</p> <p>9 介護報酬の額の算定に当たり、次の（１）から（３）までのとおり不適切な事例が認められた。 （１）前月において月平均夜勤時間数が夜勤職員基準上の基準時間を１割以上上回っているにもかかわらず、夜勤体制による減算として定められた単位数を所定単位数から減算していない。 （２）身体的拘束等の適正化を図るために講ずべき措置が適切に行われていないにもかかわらず入所者全員について、身体拘束廃止未実施減算として定められた単位数を所定単位数から減算していない。 （３）介護報酬の算定に当たり、次のア及びイが認められたにもかかわらず、夜間勤務等看護（Ⅳ）を算定していることが認められた。 ア 療養病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が7.2時間を超えている。 イ 夜勤体制による減算が適用されている。</p> <p>10 栄養マネジメント加算を算定するに当たって、入院患者ごとの栄養ケア計画に、設定したモニタリング間隔を記載していないことが認められた。</p>	<p>辞退済</p>	<p>問合先 福祉指導課</p>